



吉野川市男女共同参画基本計画

(素案)

吉野川市

はじめに

吉野川市においては、平成19年3月に「吉野川市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定し、4月から施行しています。

条例第9条に定める男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画を策定することとしました。

この計画は、平成17年12月閣議決定された国の「男女共同参画基本計画(第2次)」と平成19年度から施行されている「徳島県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、条例に基づく6つの基本理念を具体化し、「主要課題」として6つの柱を立てました。そして、さらに施策の方針を定め、具体的な取り組みを明記しました。

今後、これに基づいて、パブリックコメント手続により市民の意見、提案等を求めながら、「吉野川市男女共同参画基本計画」を策定してまいります。

【目 次】

第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 基本理念および主要課題	7
計画の体系	8
第3章 主要課題とその施策の方針	10
主要課題 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10
主要課題 男女の人権の尊重	13
主要課題 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	16
主要課題 家庭生活における活動と他の活動の両立	19
主要課題 男女の生涯にわたる健康支援と性の理解	22
主要課題 国際的視野の下での男女共同参画	26
数値目標および成果指標	28

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の背景

国際社会の動き

国連は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定めてから、昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年まで「国際婦人の 10 年」とし、各国が連帯し国際的規模で女性の自立と地位向上を推進してきました。

これを受け、昭和 50(1975)年「国際婦人世界会議」がメキシコで開催され、「平等、発展、平和」の 3 大目標達成に向け、「世界行動計画」が採択され、男女共同参画に向けての動きが具体化しました。昭和 55(1980)年「中間年世界会議」がコペンハーゲンで、「ナイロビ世界会議」は昭和 60(1985)年にナイロビで開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されるなど、「国際婦人の 10 年」の間に男女共同参画への取り組みは、社会に大きく影響を与える積極的な動きへと成長しました。

平成 7(1995)年には「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、これまでの取り組みへの評価と見直しを行い、女性と健康、女性に対する暴力、女性とメディアといった 12 の重大領域について各国が取り組むべき視点を明らかにした「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。さらにニューヨークで開かれた「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動と成果文書」が採択されました。

平成 17(2005)年には、「第 4 回世界女性会議」から 10 年目に当たることを記念し、ニューヨークで第 49 回国連婦人の地位委員会(通称「北京 + 10」)が開催されました。「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」及び 10 項目にわたる「決議」が採択され、世界各国で女性施策の推進が図られています。

国の動き

我が国では、国連の流れを受け、昭和 50(1975)年内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52(1977)年には「世界行動計画」に基づいた「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60(1985)年には「国籍法及び戸籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」などの成立による法整備がなされ、「女子差別撤廃条約」の批准に至るなど、世界の中の日本としての動きが始まりました。

昭和 62(1987)年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の趣旨を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、さらに、平成 3(1991)年には、「ナイロビ将来戦略勧告」を受けて、第一次改定を行いました。

平成 6 (1994) 年には、国内本部機構の充実強化を図るため、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣(男女共同参画担当大臣)を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置しました。

平成 8 (1996) 年には、「北京宣言及び行動綱領」の概念を盛り込んだ新しい国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、平成 11 (1999) 年には男女共同参画社会の実現に向けた基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が施行、これに基づき平成 12 (2000) 年には「男女共同参画基本計画」(以下「第 1 次基本計画」という。)が策定されました。

平成 13 (2001) 年には、配偶者からの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力も、多くの人々にかかわる社会的問題であり、重大な人権侵害であるという認識が深まり、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などが施行されました。

さらに平成 17 (2005) 年 12 月には、「第 1 次基本計画」に基づくこれまでの取り組みの評価・総括が行われ、「男女共同参画基本計画」(第 2 次)(以下「第 2 次基本計画」という。)が閣議決定されました。

日本では、伝統や文化と世界の流れとの調和に努めながら、男女共同参画社会を推進するための体制強化を図っています。

徳島県の動き

徳島県でも、諸施策に連動し、昭和 59 (1984) 年に女性政策に関する最初の総合計画「徳島県婦人対策総合計画(女性ライブプラン)」を策定して以来、平成 3 (1991) 年には、「徳島県女性対策総合計画(新女性ライブプラン)」を、そして平成 9 (1997) 年には現在の「徳島県女性総合計画(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)」(以下「女性総合計画」という。)を策定し、男女共同参画プラザ“はばたき”を設置するなど男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成 14 (2002) 年 4 月から「徳島県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、平成 15 (2003) 年には、3 年間で早急に取り組むべき主要課題とその推進方策についてとりまとめた「とくしま男女共同参画実行プラン」を策定し、女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、4 割を超えることを目標に県の審議会等の委員への女性の参画拡大に取り組むほか、男女共同参画推進のため本格的な拠点の早期実現を図るなど、積極的に施策を実現してきました。

さらに平成 17 (2005) 年には、配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定し、総合的に施策を推進しています。

平成 19 (2007) 年度には、「女性総合計画」が平成 18 (2006) 年度をもって終了することから、国の「第 2 次基本計画」を勘案の上、男女共同参画社会の実現に向け、「新しい男女共同参

画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

吉野川市の歩み

平成 16(2004)年 10 月、町村合併により吉野川市が誕生し、男女共同参画社会の実現を目指して男女共同参画推進係を設置し、男女共同参画の政策への取り組みの第一歩を踏み出しました。

平成 18(2006)年 6 月には、男女共同参画社会に関する市民の意識を把握するため、「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。さらに 8 月には、本市における男女共同参画社会の形成を目指し、施策のあり方について検討するため、「吉野川市男女共同参画推進委員会」を設置しました。

平成 19(2007)年 3 月に「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、4 月から施行しています。そして 7 月には条例に基づいた新たな「吉野川市男女共同参画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置しました。

平成 20(2008)年 3 月には、一人ひとりがいきいきと輝いて暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、国の「第 2 次基本計画」及び県の「基本計画」を勘案の上、「吉野川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2 計画の目標

すべての市民が性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野における活動とともに参画し、その利益を享受できる社会の実現を目指します。

3 計画の性格

- ・この計画は、吉野川市男女共同参画推進条例第 9 条に定める、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めたものです。
- ・この計画は、国の「第 2 次基本計画」(平成 17(2005)年改定)及び県の「基本計画」(平成 19(2007)年策定)に基づいた基本計画です。
- ・市は、この計画の趣旨に沿って施策を実施するよう努めます。

4 計画の期間

平成 20(2008)年度から平成 24 (2012) 年度までの 5 年間です。

5 計画の特徴

吉野川市男女共同参画推進条例の第 3 条では、本市の男女共同参画の推進に関し、6 つの基本となる考え方を基本理念として定めており、基本計画では、その基本理念を具体化し、

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女の人権の尊重

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女の生涯にわたる健康支援と性の理解

国際的視野の下での男女共同参画

という 6 つの主要課題を策定しています。そして、その主要課題を達成するために、施策の方針を定め、それに沿った具体的な取り組みを明記しています。

第2章 基本理念及び主要課題

《条例と計画との関連》

吉野川市男女共同参画推進条例

基本理念

1) 男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保されること。

2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

3) 市及び事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画すること。

5) 男女が生涯を通じて健康でゆとりのある生活の確保ができるようにすること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすること。

6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の動向に留意すること。

吉野川市男女共同参画基本計画

主要課題

主要課題
【男女の人権の尊重】

主要課題
【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し】

主要課題
【政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

主要課題
【家庭生活における活動と他の活動の両立】

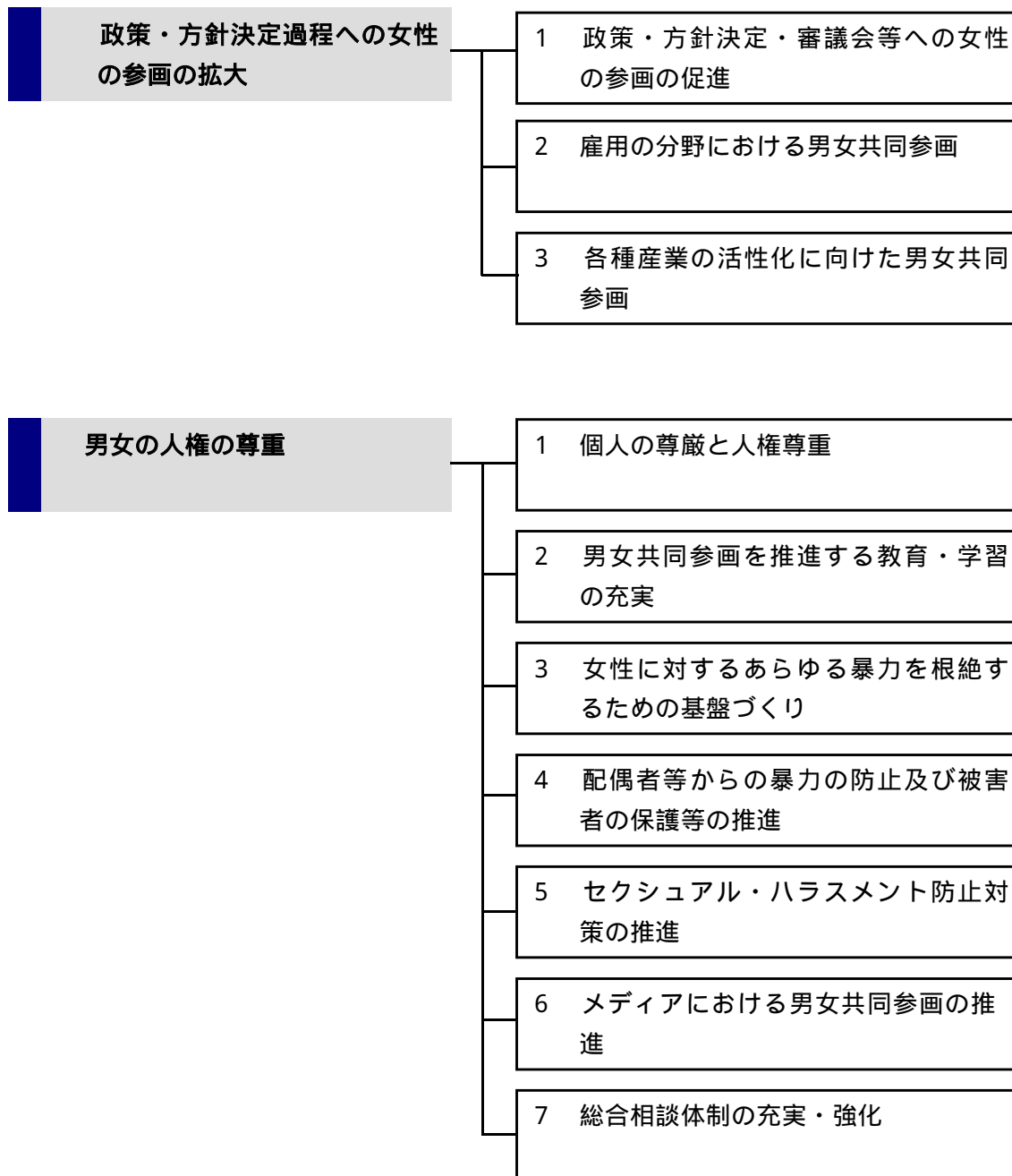
主要課題
【男女の生涯にわたる健康支援と性の理解】

主要課題
【国際的視野の下での男女共同参画】

【計画の体系】

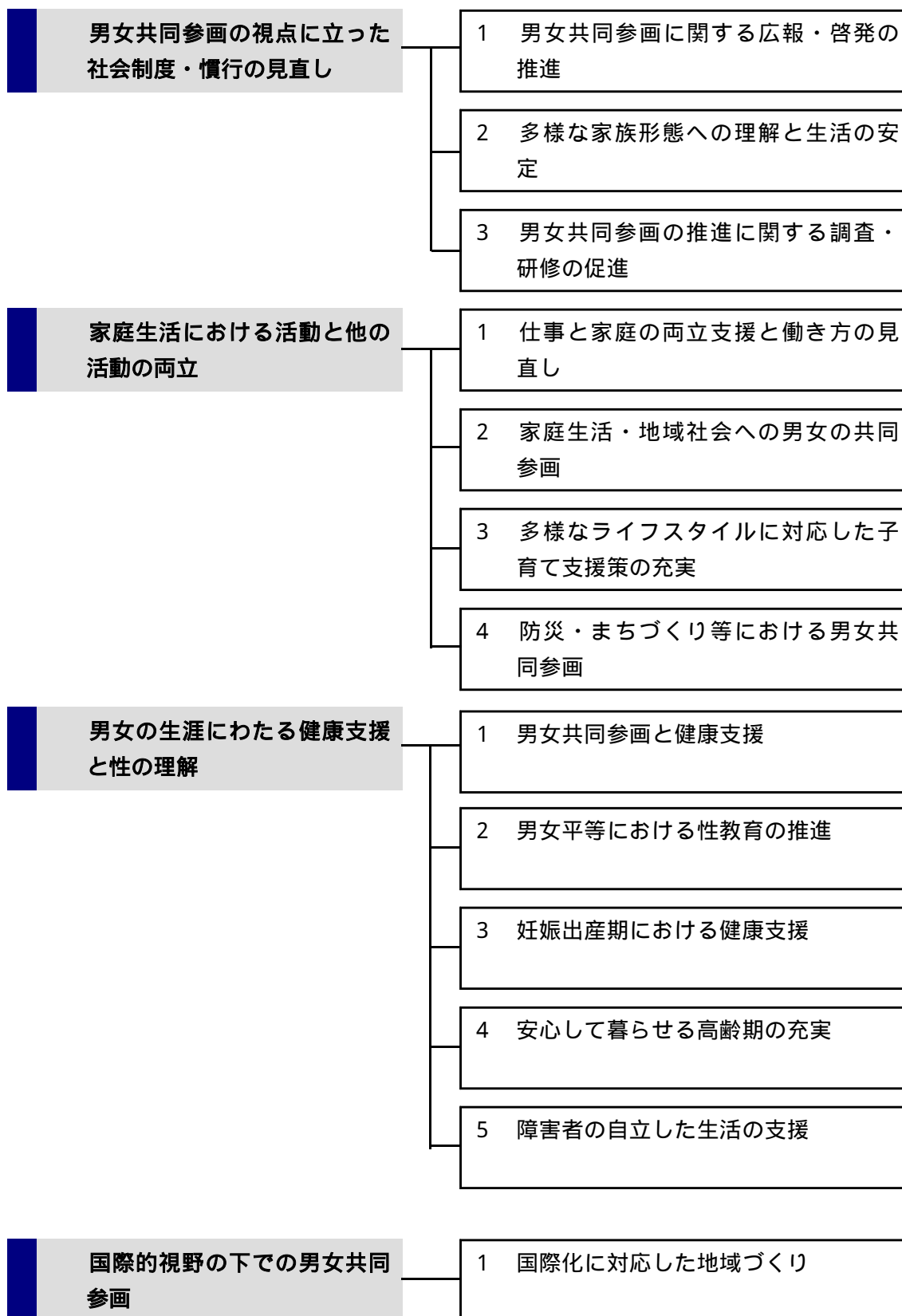
主要課題

施策の方針



主要課題

施策の方針



第3章 主要課題とその施策の方針

主要課題 【政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

現状と課題

吉野川市男女共同参画推進条例

- ・第3条 市及び事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して、参画する機会が確保されること。
- ・第10条 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるものとする。

男女が社会の対等なパートナーとして、喜びも責任も分かち合う社会づくりにおいて、政策・方針決定過程への男女共同参画は非常に重要です。現在、さまざまな分野で女性の社会参加が進んでいますが、その政策や方針を決定する過程への女性の参画は十分とはいえない状況にあります。市民の男女共同参画に関するアンケート調査によると「女性を政策や方針決定の場に積極的に登用する」を望む人の割合は32.7%で、国の調査の28.2%を上回っています。男女が社会において真に平等な立場で活躍するためには、女性がより一層政策・方針決定の過程に参画していけるような取り組みが必要です。そして、女性が職場で企画・立案・運営に参画できる環境の整備が必要であり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及は重要です。

また、労働の分野においては、女性を取り巻く雇用環境の整備についても、これまでに男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などの法整備がなされてきましたが、国、県、市の意識調査では「法律や制度面での見直しがまだ必要である」と答えた人は4割近くあります。

仕事と家庭の両立のためには、事業者側の労働環境整備への取り組みが欠かせません。男性については、周りの理解や認識不足によって育児・介護休業が取れなかったり、長時間労働によって十分に子育てにかかわることができなかったりといった状況が改善されなければなりません。

また、自営業や農業等では、重要な担い手となっている女性の役割が適正に評価されることが必要です。

こういうことを踏まえ、方針決定過程への女性の参画や、職場における実質的な男女平等を実現するため、雇用環境の整備を広く呼びかけ、また、女性の活用促進を図るための啓発を進めます。

男女共同参画社会実現のために必要な施策（複合回答）

単位：％

調査機関	法律や制度面での見直し	女性を政策や方針決定の場に積極的に登用	各種団体の女性のリ・ダ・の養成	職場における男女の均等な取り扱いの周知徹底	女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するための職業教育や職業訓練の充実	保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実	学校教育や社会教育等の生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習の充実	男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、研修などを行う拠点施設の充実
国	38.2	28.2	19.8	37.7	37.5	49.7	32.9	19.5
県	35.4	40.5	22.5	41.0	47.8	65.2	43.8	30.9
市	36.0	32.7	15.7	36.4	38.2	63.1	35.6	25.5

資料：「男女共同参画に関する世論調査」（国）（平成 16 年 11 月）

「男女共同参画に関する意識調査」（県）（平成 17 年 10 月）

「男女共同参画に関するアンケート調査」（市）（平成 18 年 6 月）

施策の方針と具体的な取り組み

施策の方針	具体的な取り組み	担当課
政策・方針決定・審議会等への女性の参画の促進	・事業所や各種団体の方針決定等に女性の参画が進むよう啓発活動を行います。	秘書企画課
	・多くの市民が男女の区別なく政策・方針決定過程に参画する機会の充実を図るためパブリックコメント制度を導入します。	秘書企画課
	・市の審議会等における女性委員の選任割合が、35%以上となるように努めます。	全庁
	・市における女性職員については、国の第2次基本計画における「2020年（平成32年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、意欲と能力のある女性職員の登用に努めます。	総務課
雇用の分野における男女共同参画	・事業者等に対して、男女雇用機会均等法の周知及び管理職への女性の登用の促進など男女共同参画に関する啓発を図ります。	商工観光課 秘書企画課
	・ひとり親家庭の就業について情報提供を行います。	子育て支援課
	・子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再就職を目指す「再チャレンジ」のための情報提供を行います。	商工観光課 秘書企画課
	・パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇や労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。	商工観光課

	<ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず、均等な就職機会を確保するよう、関係機関と連携して男女雇用機会均等法の周知啓発を図ります。 	商工観光課
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法等に基づく女性労働者の母性保護・母子健康管理について周知します。 	健康推進課
各種産業の活性化に向けた男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・各種産業経営における女性の経済的自立に向け、経営管理能力等の向上を目指し、家族経営協定の締結を促進するなど、経営管理面における男女共同参画の促進を図ります。 ・各種産業関連団体の方針決定の場への女性の参画を促進します。 	農業振興課 商工観光課 農業振興課

主要課題 【男女の人権の尊重】

現状と課題

吉野川市男女共同参画推進条例

- ・ 第3条 男女があらゆる場において性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を発揮する機会が確保されること。
- ・ 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い並びにセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。
- ・ 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

男女共同参画社会とは、一人ひとりが自らの意思で、性別にとらわれず、多様な人生が選択できる社会です。だれもが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きられる社会をめざして推進されなければなりません。しかし、男性が優位に立ち女性がそれに従うべきであるという社会通念は、未だ解消されておらず、女性に対する人権侵害の背景となると同時に、男女双方にとって自分らしく生きることを困難にする要因にもなっています。

また、男女間における暴力、セクシュアル・ハラスメント、人権侵害などで男女共同参画社会の実現を阻害する恐れもあります。特に女性に対する暴力は、男女の経済力の格差や上下関係など、社会構造の問題であるとの認識をもつことが重要であり、防止・根絶に向けた幅広い取り組みを推進することが必要です。

また、人権を大切に作る社会づくりとして、性別に基づく固定観念にとらわれないように男女共同参画の視点に立った刊行物や広報物の作成を進めていく取り組みが必要です。

男女が互いを認め合い、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる場において、人権の軽視や侵害、性別による差別がなく、市民一人ひとりの人権が尊重され、男女がいきいきと心豊かに生活できる吉野川市をめざして意識啓発を推進します。

男女の地位について『平等である』と感じている人の割合

単位：％

実施機関	家庭生活	職場	学校教育の場	政治の場	法律や制度の上	社会通念・習慣・しきたりなど	社会全体で見た場合
国	39.9	25.0	66.8	19.7	39.3	17.2	20.1
県	20.2	12.9	57.9	15.1	39.3	5.6	11.2
市	21.2	17.8	60.7	14.8	35.0	7.9	10.4

資料：「男女共同参画に関する世論調査」（国）（平成 16 年 11 月）

「男女共同参画に関する意識調査」（県）（平成 17 年 10 月）

「男女共同参画に関するアンケート調査」（市）（平成 18 年 6 月）

施策の方針と具体的な取り組み

施策の方針	具体的な取り組み	担当課
個人の尊厳と人権尊重	・性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護される社会づくりを進めます。	人権課
	・男女が自らに保障された法令上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、法令・制度の情報提供に努めます。	秘書企画課
男女共同参画を推進する教育・学習の充実	・幼稚園を含め、学校教育における男女平等教育の充実に努め、男女が互いの人格を認め合い、個人として相互に生かされる社会づくりを進めます。	学校教育課
	・学校、家庭及び地域の連携を図り、男女共同参画を推進するための活動の充実に努めます。	学校教育課
	・学校教育に携わる教職員に対して、男女共同参画に関する正しい理解の浸透を図るため、研修及び学習会の機会を設け、意識の高揚を図ります。	学校教育課
	・次代を担う子どもたちが男女平等意識に立ち、男女共同参画社会を実現していく力を身につけるための家庭や地域の教育力づくりを推進します。	学校教育課
	・各種団体との連携を図りながら、男女共同参画の視点に立った社会教育の充実に努めます。	生涯学習課

女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくり	・女性に対する暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動等を行います	秘書企画課 子ども相談室
	・若年層の人たちが、交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため啓発を進めます。	秘書企画課 子ども相談室
	・関係機関と連携し、女性に対する暴力や児童虐待の防止の充実を図ります。	子ども相談室
	・関係機関や地域住民などと連携しながら、犯罪の防止に配慮した安心、安全なまちづくりを推進します。	総務課 学校教育課
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	・ドメスティック・バイオレンスに関する理解を深める啓発を行います。	秘書企画課 子ども相談室
	・関係機関と連携し、相談体制や窓口について整備を行い、広報を充実します。	秘書企画課 子ども相談室
	・被害者の状況に応じた保護・自立支援を充実します。	子ども相談室
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを未然に防止するため、啓発や広報に努めます。	秘書企画課
	・教職員に対し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。	学校教育課
	・市職員に対し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、相談体制を整備します。	総務課
メディアにおける男女共同参画の推進	・市の行政機関の作成する広報、出版物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮します。	全庁
総合相談体制の充実・強化	・各相談窓口を広報する等、情報提供の充実に努めます。	秘書企画課
	・女性に限らず男性の相談にも応じ、男女共に相談機能の充実を図ります。	子ども相談室
	・吉野川市男女共同参画推進条例第14条に規定する「相談の申出の処理」が適切に行えるよう努めます。	秘書企画課 人権課

主要課題 【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し】

現状と課題

吉野川市男女共同参画推進条例

- ・第3条 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

近年、人々の生活様式や価値観の多様化が進む中で、社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担等を反映し、結果として一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を狭めているものもあります。これまでも社会制度は見直されてきていますが、依然として制度とライフスタイルとの不整合がみられます。個人がどのような生き方を選択しても、それぞれに対して平等に働くように、社会制度や慣行について、必要に応じて見直しを行う必要があります。

本市における男女共同参画に関するアンケート調査の結果では、「夫は仕事、妻は家庭」という考え方について、反対が賛成を上回っているにもかかわらず、実際に家事を担っているのは、妻となっています。また、「社会通念、習慣・しきたりなど」についても、男性がはるかに優遇されていると感じている人が多くなっています。

このように、固定的な役割分担意識や偏りは未だ解消されておらず、現在も家庭生活の中でさまざまな問題をもたらしたり、社会活動の中で個人の行動や選択を制限したりしています。

だれもが一人の人間として人生の選択の幅を広げていくためには、仕事や家事、育児・介護において、性別にとらわれない柔軟な男女のかかわり方を創り出していかなければなりません。そのために、あらゆる場面を活用して意識啓発をすると同時に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会生活の慣行の見直しを促して、その是正を働きかけていきます。

「夫は仕事、妻は家庭」という考え方について

単位：%

実施機関	賛成	どちらといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない	無回答
県	5.1	32.6	30.9	21.4	10.0	-
市	6.3	31.3	30.8	19.9	10.1	1.6

資料：「男女共同参画に関する意識調査」(県)(平成17年10月)

「男女共同参画に関するアンケート調査」(市)(平成18年6月)

家庭内での家事の役割分担の実態

単位：%

項目	実施機関	夫	妻	子ども	家族全員	その他の人	わからない・無回答
掃除	国	4.0	77.6	1.0	15.4	2.0	0.0
	市	4.8	71.3	1.4	15.6	3.7	3.2
食事のしたく	国	1.2	87.4	1.4	7.8	2.0	0.2
	市	1.4	85.9	0.6	5.3	3.7	3.1
食事の後片づけ	国	3.5	78.9	2.0	13.9	1.7	0.0
	市	4.3	76.2	1.9	10.3	3.9	3.4

資料：「男女共同参画に関する世論調査」(国)(平成16年11月)

「男女共同参画に関するアンケート調査」(市)(平成18年6月)

施策の方針と具体的な取り組み

施策の方針	具体的な取り組み	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発の推進	・男女共同参画の理念や「社会的性別」の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。	秘書企画課
	・「広報よしのがわ」、ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画についてわかりやすく広報し、市民の理解を深めます。	秘書企画課
	・男女共同参画社会の形成は、男性と女性が家事・育児や地域活動、仕事への参画により、ライフスタイルの選択の幅が広がることにつながるなど、互いの人生をより豊かなものにするものであることの広報・啓発活動を推進します。	秘書企画課
	・国や地方公共団体と連携して、効果的な啓発活動に取り組みます。	秘書企画課

多様な家族形態への理解と生活の安定	・多様な家族形態を理解し、地域で安心した暮らしができるよう、地域福祉の推進を図ります。	子育て支援課 地域福祉課
	・ひとり親家庭の生活の安定と福祉の充実に努めます。	子育て支援課 地域福祉課
	・ひとり親家庭の就業について情報提供を行います。（再掲）	子育て支援課
男女共同参画の推進に関する調査・研修の促進	・事業者、NPO等民間団体が自主的に取り組む男女共同参画に関する講演会・研修活動等の促進に努めます。	秘書企画課
	・男女共同参画に関連する法律や制度についての啓発資料を整備します。	秘書企画課

主要課題 【家庭生活における活動と他の活動の両立】

現状と課題

吉野川市男女共同参画推進条例

- ・第3条 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画すること。

男女がともに、家庭・地域・仕事におけるあらゆる活動にバランスよくかかわることができる社会づくりが求められています。家庭や地域の活動は、主に女性が担い、男性は家庭における自立度は低く、仕事中心のライフスタイルとなっているのが現状です。このことは女性が働き続けることの難しさに拍車をかけています。

また、育児は、多くの場合、主として母親に委ねられており、保育に追いつめられた母親の悩みや子どもへの虐待の増加など、さまざまな問題も起きています。これからは、父親の参画は当然ですが、さらに地域と一体となって子育てができることが求められています。そのため、地域全体で子育て・介護を支えていく環境づくりが必要です。

現在、少子化の原因は、子育ての経済的負担や仕事と子育てと両立の難しさにあるといわれており、男女がともにゆとりを持って働き続けられる環境づくりが、少子化の傾向に歯止めをかける大きなカギであるといえます。男女にかかわらず仕事を続けたいと望む人が仕事と家庭との両立ができるように、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の体制を充実していきます。

また、高齢者の単身家庭や、ひとり親家庭の増加など家族形態の多様化は、これからも進むと考えられます。それらの人々が性別による不利益を被ることがないように整備も必要です。

今後は、地域を活性化するために、男女がともに生活の自立ができ、家庭責任を共有し、ともに地域活動に参画できるような社会にむけて取り組みます。

男性が女性とともに家庭生活や地域活動に参加していくために必要な事項

(複合回答)

単位：%

実施機関	男性が家事などに参加することに 対する男性自身の抵抗感をなくすこと	男性が家事などに参加することに 対する女性の抵抗感をなくすこと	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはか ること	年配者やまわりの人が、夫婦の 役割分担等につ いての当事者の考 え方を尊重する こと	社会の中で、男 性による家事、 子育て、介護、地 域活動について も、その評価を高 めること	労働時間短縮や 休暇制度を普及 することで仕事 以外の時間をよ り多く持てるよ うにすること
国	44.0	18.2	57.8	26.6	38.2	30.2
県	54.5	21.4	68.5	44.4	64.6	44.9
市	51.8	15.7	64.2	41.1	46.0	40.4

単位：%

実施機関	男性が家事、子 育て、介護、地域 活動に関心を高 めるよう啓発や 情報提供を行う こと	国や地方自治体 などの研修等に より、男性の家事 や子育て、介護 等の技能を高め ること	男性が子育てや 介護、地域活動 を行うための仲 間(ネットワーク) づくりをすすめる こと	家庭や地域活動 と仕事の両立な どの問題につい て、男性が相談し やすい窓口を設 けること	特に必要なこと はない
国	24.8	12.9	16.0	15.4	8.2
県	37.6	23.0	30.9	-	2.3
市	32.4	17.8	22.6	16.9	3.5

資料：「男女共同参画に関する世論調査」(国)(平成16年11月)

「男女共同参画に関する意識調査」(県)(平成17年10月)

「男女共同参画に関するアンケート調査」(市)(平成18年6月)

施策の方針と具体的な取り組み

施策の方針	具体的な取り組み	担当課
仕事と家庭 の両立支援 と働き方の 見直し	・男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護などにも参画できるよう啓発に努めます。	秘書企画課
	・事業所として市職員が、仕事と家庭・地域活動を両立できるような環境整備に努めるなど、次世代育成支援に取り組みます。	全庁
家庭生活・ 地域社会へ の男女の共 同参画	・ボランティア団体やNPOなど地域活動におけるさまざまな団体の男女共同参画の意識を高めるための活動を促進します。	全庁
	・地域活動・社会活動において、男女共同参画の視点が定着し、また、方針決定課程へ女性が参画できるよう普及、啓発活動に努めます。	全庁
	・男性の家庭生活・地域社会への参画を促進します。	全庁

多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	・仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれたライフスタイルの確立に向け、社会全体の子育てへの理解とかわりをもつため、市民、事業者、市が一体となって、さまざまな子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課
	・保育士の就労環境と保育の質的充実に配慮した延長保育等の充実に努めます。	保育所 子育て支援課
	・放課後児童クラブ（学童保育）の拡充と保育の質的向上に努めます。	子育て支援課
	・子育てに関する相談事業の充実に努めます。	子育て支援課
	・幼稚園の子育て支援体制の充実に努めます。	学校教育課
	・地域における子育てサービス支援の充実に努めます。	子育て支援課
	・乳幼児等の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
	・児童虐待は、関係機関と連携し、早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な対応に努めます。	子ども相談室 健康推進課 学校教育課
	・ひとり親家庭の生活の安定と福祉の充実に努めます。（再掲）	子育て支援課 地域福祉課
防災・まちづくり等における男女共同参画	・地域における自主防災活動への女性の参画を促進します。	防災対策課
	・男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市地域防災計画に位置付けるなど推進を図ります。	防災対策課
	・被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を考慮し、ニーズに応じた防災対策に取り組みます。	防災対策課
	・日赤奉仕団を核とし、定期的な炊き出し訓練等を行い、防災意識の向上と迅速な対応に努めます。	地域福祉課
	・地域の文化・産業・環境の分野を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進めます。	商工観光課 農業振興課 林業振興課 生涯学習課 環境衛生課
	・子どもから高齢者まで年代、性別などを問わず、すべての人が住みやすいまちの実現に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。	都市計画住宅課
		商工観光課 建設課

主要課題 【男女の生涯にわたる健康支援と性の理解】

現状と課題

吉野川市男女共同参画推進条例

- ・第3条 男女が生涯を通じて健康でゆとりのある生活の確保ができるようにすること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすること。

男女がすこやかでいきいきと心豊かに生活するためには、健康に関する情報を提供し、心身の健康づくりを促進することが重要です。

女性は妊娠・出産などにより、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性と男性がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、お互いに思いやりをもち、健康保持への自覚や認識を高め、ライフステージに対応した適確な健康管理ができるよう図っていくことが重要です。

また、喫煙は、喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されています。喫煙率については、男性が減少する傾向にあるのに対し、女性はほぼ横ばいになっています。女性の喫煙が、胎児に与える影響なども周知する必要があります。

こうした状況を踏まえ、性別に配慮した医療環境の整備が必要不可欠です。

近年、社会福祉を取りまく環境は、大きく変化しておりだれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくため、社会全体で相互に支え合う「地域福祉」の推進が求められています。そこで、高齢者や障害者を社会全体で支えていく考え方にたった介護体制の整備を図るとともに、安心・安全を確保し、男女がいきいきと安心して暮らせる社会をめざします。

平成 18 年度基本健診及びがん検診受診者数

単位：人

健(検)診名	性別	集団健診	日帰りドック健診	医療機関個別健診	計
基本健康診査	男	216	142	2,701	3,059
	女	451	227	4,940	5,618
	計	667	369	7,641	8,677
胃がん検診	男	198	124		322
	女	423	185		608
	計	621	309		930
大腸がん検診	男	229	142		371
	女	481	225		706
	計	710	367		1,077
子宮がん検診	女	416	204	215	835
乳がん検診	女	296	121		417
肺がん検診	男	2,112	139		2,251
	女	3,775	224		3,999
	計	5,887	363		6,250

施策の方針と具体的な取り組み

施策の方針	具体的な取り組み	担当課
男女共同参画と健康支援	・男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康づくり支援を継続して実施します。	健康推進課
	・思春期、成人期、更年期、高齢期等人生の各ステージを通じた男女の健康の保持増進対策、メタボリックシンドロームなど生活習慣病の予防、健康的な食習慣の確立や適切な運動の普及等を推進します。	健康推進課
	・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進を行います。	健康推進課
	・喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	健康推進課
	・H I V / エイズや性感染症についての正しい知識及び、受動喫煙防止対策についての普及啓発を行います。	健康推進課

	<ul style="list-style-type: none"> ・男女を問わず、食に関するさまざまな経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけるため、関係機関の連携強化のもと「食育」を推進します。 ・児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用防止教育の充実を図ります。 	健康推進課 給食センター 農業振興課 学校教育課 健康推進課
男女平等における性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期における性に関する悩み、からだやこころの悩みについて、安心して相談できる相談活動の充実に努めます。 ・男女が互いの性について認識を深め、人権尊重の視点に立った性教育を推進します。また、性教育の実施に当たっては、児童生徒の発達段階や個人差を踏まえ、適切に推進します。 ・教職員が社会の実態を把握し、児童生徒の発達段階に応じ、性に関する個別指導、全体指導に取り組めるよう研修を深め、指導力の向上に努めます。 	健康推進課 学校教育課 健康推進課 学校教育課 学校教育課 健康推進課
妊娠出産期における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や乳幼児に対する訪問、相談、健診内容の充実を図るとともに、父親が参加しやすい母子保健サービスの提供を行います。 ・女性が妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携しながら、関係法令の周知啓発を図ります。 ・妊娠・出産は、女性の健康にとり大きな節目であり、安心して安全に子どもを産み、はぐくむことができるよう小児科・産科医療体制の確保に努めるとともに、母性の尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組めます。 	健康推進課 健康推進課 健康推進課
安心して暮らせる高齢期の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・最も適切な介護保険サービス及び介護予防などの地域支援事業等を利用することにより、老後の安心した生活を確保するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるよう支援します。 ・高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図り、社会参加の促進につなげます。 ・介護等に男女が協力してともに担うことができるよう男性の参画について啓発を行います。 ・地域の住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えるため、認知症サポーターの育成などの体制の整備を図ります。 ・高齢者虐待に対しては、関係機関と連携し、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく適切な対応に努めます。 ・「団塊の世代」が定年退職を迎えることを踏まえ、男女共同参画の視点から地域活動への参画を推進するための学習機会を充実します。 	介護障害課 地域福祉課 地域福祉課 介護障害課 地域福祉課 地域福祉課 生涯学習課

障害者の自立した生活の支援	・障害の有無に関わらずともに協働し、住みなれた地域で安心して生活ができる地域社会を目指します。	介護障害課
	・障害者の自立と社会参加を促進するため、就労支援やスポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境づくりに努めます。	介護障害課
	・障害に関する相談・情報提供からサービスの提供まで総合的な相談に応じる窓口の充実に努めます。	介護障害課

主要課題 【国際的視野の下での男女共同参画】

現状と課題

吉野川市男女共同参画推進条例

- ・第3条 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会の動向に留意すること。

近年、国際化が進展し、在住・滞在外国人が多くなっています。地域レベルでの国際化が進み、外国人居住者にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。

また、日本人に対する異文化理解を深めるための学習機会や、情報の提供、交流の場の開放など、市の国際交流協会や民間の国際交流団体と連携・協力を図りながら地域の国際交流を進め、市民一人ひとりが諸外国の文化や価値観、慣習などを理解していくことが重要です。

国籍別外国人登録者数の推移

単位：人

	性別	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	イギリス	アメリカ	ブラジル	その他
平成12年 (2000年)	男	24	6	14	0	0	1	1	0	2
	女	103	6	76	19	0	0	0	0	2
	計	127	12	90	19	0	1	1	0	4
平成17年 (2005年)	男	34	6	19	1	0	1	3	0	4
	女	171	5	116	33	9	0	1	1	6
	計	205	11	135	34	9	1	4	1	10

備考：平成12年 鴨島町 川島町 山川町 美郷村の合計

平成17年 吉野川市

施策の方針と具体的な取り組み

施策の方針	具体的な取り組み	担当課
国際化に対応した地域づくり	・市内在住の外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画の実現された地域づくりに努めます。	人権課 生涯学習課
	・多文化共生社会の実現に向けてのコミュニケーションづくりに努めます。	生涯学習課
	・市国際交流協会や民間の国際交流団体との連携を図ります。	生涯学習課

(指標と数値目標)

(目標値) 事業を推進する上で、目標としてあげる数値

	指標名	現状値	目標値
主要課題 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
1	市の審議会等での女性委員の占める割合	33.7% (平成18年度)	35%以上 (平成24年度)
2	市役所の管理的職務従事者における女性の割合	6.4% (平成19年度)	増加傾向へ (平成24年度)
主要課題 男女の人権の尊重			
3	ドメスティック・バイオレンス(DV)の周知度	79.9% (平成18年度)	100% (平成24年度)
4	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の周知度	92.9% (平成18年度)	100% (平成24年度)
5	虐待の可能性のある児童の減少	10人 (平成18年度)	0人 (平成29年度)
主要課題 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し			
6	「男女共同参画社会」という用語の周知度	62.8% (平成18年度)	100% (平成24年度)
主要課題 家庭生活における活動と他の活動の両立			
7	延長保育事業	5箇所 (平成16年度)	8箇所 (平成21年度)
8	夜間養護事業	1箇所 (平成16年度)	3箇所 (平成21年度)
9	子育て短期支援事業	1箇所 (平成16年度)	3箇所 (平成21年度)
10	放課後児童健全育成事業	8箇所 (平成16年度)	11箇所 (平成21年度)
主要課題 男女の生涯にわたる健康支援と性の理解			
11	育児に参加する父親の増加	66.3% (平成18年度)	増加傾向へ (平成29年度)
12	メタボリックシンドロームの概念を導入した健診の受診者数の向上	- (平成18年度)	65%以上 (平成29年度)
13	妊婦の喫煙をなくす	7.3% (平成18年度)	0 (平成29年度)

資料: 「吉野川市男女共同参画に関するアンケート調査」

「吉野川市次世代育成支援行動計画」

「健康よしのがわ21計画」